

発委第2号

令和6年3月15日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 議会運営委員長 水間 淳



四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例

四万十町議会委員会条例（平成 18 年四万十町条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ウ中「議会報告会」を「四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 6 条の規定による議会報告会」に改め、同号エを削り、同号オ中「前 4 号」を「前 3 号」に改め、同号オを同号エとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 8 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 1 項中「少なくとも」を「、少なくとも」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第 8 条中第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を第 5 項とする。

第 12 条中「、又は」を「又は」に改める。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（開会の特例）

第 14 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

（1）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 19 条第 1 項中「委員会」の次に「（第 14 条の 2 第 1 項の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第 23 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 27 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

〔提出理由〕

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されること、また、現在の社会情勢に照らし所要の整備を行うため四万十町議会委員会条例の一部を改正するものである。改正内容は、委員会のオンラインによる方法での開催方法についての条文や、議会の委員会にかかる諸手続きをオンライン化することなどが主な改正内容である

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
四万十町議会委員会条例 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 広報広聴常任委員会 8人 ア 議会広報誌の編集発行に関する事項 イ 議会のホームページの企画運営に関する事項 ウ <u>四万十町議会基本条例(平成22年四万十町条例第26号)第6条の規定による</u>議会報告会の企画運営に関する事項 <u>エ 前3号</u>に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する事項 (特別委員会の設置) 第6条 (略) 2 (略) <u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> (委員の選任) 第8条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議</u>	四万十町議会委員会条例 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 広報広聴常任委員会 8人 ア 議会広報誌の編集発行に関する事項 イ 議会のホームページの企画運営に関する事項 ウ 議会報告会の企画運営に関する事項 <u>エ 意見交換会の企画運営に関する事項</u> <u>オ 前4号</u>に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する事項 (特別委員会の設置) 第6条 (略) 2 (略) (委員の選任) 第8条 <u>議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u>

改正後	改正前
<u>長が指名することができる。</u> <u>2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> <u>3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日以内に行うことができる。</u> <u>4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</u> <u>5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。</u> (委員長の職務代行) 第 12 条 委員長に事故があるとき <u>又は</u> 委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 2 委員長及び副委員長にともに事故があるとき <u>又は</u> 欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。 <u>(開会の特例)</u> <u>第 14 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識</u>	<u>2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u> <u>3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> <u>4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> <u>5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日以内に行うことができる。</u> <u>6 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</u> <u>7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。</u> (委員長の職務代行) 第 12 条 委員長に事故があるとき、<u>又は</u> 委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 2 委員長及び副委員長にともに事故があるとき、<u>又は</u> 欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

改正後	改正前
<u>しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u> <u>（１） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>（２） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>２ 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>３ オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> （秘密会） 第 19 条 委員会 <u>（第 14 条の 2 第 1 項の規定により開会するものを除く。）</u> は、その議決で秘密会とすることができる。 ２ （略） （意見を述べようとする者の申出） 第 23 条 （略） <u>２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電</u>	（秘密会） 第 19 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 ２ （略） （意見を述べようとする者の申出） 第 23 条 ２ （略）

改正後	改正前
<u>気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> （代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述） 第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 第 5 章 記録 （記録） 第 29 条 （略） 2 （略） <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	（代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述） 第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 第 5 章 記録 （記録） 第 29 条 （略） 2 （略）